

(平成24年2月29日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認秋田地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月30日から6年3月1日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、6年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年7月から同年9月までを11万8,000円、5年10月から6年2月までを11万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月1日から同年12月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から7年5月1日まで

私は、平成5年6月1日から7年10月27日までの期間において、株式会社AのB工場に勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録が、5年6月1日から同年6月30日までの期間及び7年5月1日から同年10月27日までの期間しかない。

申立期間についても継続して勤務していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年6月30日から6年3月1日までの期間について、雇用保険の記録及び同僚の証言から、申立人は、当該期間において株式会社AのB工場に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金

保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年1月31日より後の同年3月1日付けで、遡って5年10月の標準報酬月額の時決定が取り消された上で、5年6月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本から、申立期間において同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、当該処理日である平成6年3月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年6月及び訂正前のオンライン記録から、5年7月から同年9月までの期間は11万8,000円、5年10月から6年2月までの期間は11万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年3月1日から同年12月1日までの期間について、雇用保険の記録、同僚の証言及び当該同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において株式会社AのB工場に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、上記のとおり、株式会社Aは厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の上記訂正後の平成6年2月のオンライン記録から、11万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に解散しており不明であるが、当該期間において、同社は適用事業所としての要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間のうち、平成6年12月1日から7年5月1日までの期間について、雇用保険の記録によると、申立人は、6年12月19日付けで、公共職業安定所において失業手当の給付申請を行っていたことが確認できることから、申立人は、同日時点では、株式会社AのB工場を離職していたことがうかがえる。

また、申立期間のうち、平成7年2月2日から同年5月1日までの期間

について、雇用保険の記録から、申立人は、株式会社AのB工場において勤務していたことは確認できるものの、前述のとおり、当該期間において、同社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社がその後、再度、適用事業所となった7年5月1日に、申立人を含む9人が厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人と同日の平成7年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚のうちの3人は、雇用保険の記録から、同年3月1日、同年3月29日、同年4月14日から勤務していることが確認できるものの、これらの者から、厚生年金保険の被保険者資格を取得する前の期間の厚生年金保険料が給与から控除されていたとする証言は得られなかった。

このほか、当該期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成5年6月30日から6年3月1日までの期間について、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日は、6年3月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年7月から6年2月までの標準報酬月額については、18万円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、平成6年3月1日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められることから、申立人の上記訂正後の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を同年11月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年6月30日から6年11月1日まで

私は、平成5年6月1日から6年10月31日までの期間において、株式会社AのB工場に工場長として勤務していたが、同社での厚生年金保険の加入記録が、5年6月1日から同年6月30日までの期間しかない。

申立期間については間違いなく勤務していたので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成5年6月30日から6年3月1日までの期間について、雇用保険の記録及び複数の同僚の証言から、申立人は、当該期間において、株式会社AのB工場に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成6年1月31日より後の同年3月1日付けで、遡って5年10月

の標準報酬月額の時決定が取り消された上で、5年6月30日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本から、申立期間において同社は閉鎖されておらず、法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、遡って申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の同社における資格喪失日を、当該処理日である平成6年3月1日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成5年6月及び訂正前のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、平成6年3月1日から同年11月1日までの期間について、雇用保険の記録、同僚の証言及び当該同僚が所持する給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において株式会社AのB工場に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

なお、上記のとおり、株式会社Aは厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断される。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人の上記訂正後の平成6年2月のオンライン記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、株式会社Aは既に解散しており不明であるが、当該期間において、同社は適用事業所としての要件を満たしていながら、事業主は社会保険事務所に適用の届出を行っていないと認められることから、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 11 月 1 日から 17 年 8 月 31 日まで

私は、標準報酬月額等の遡及訂正事案調査を受けた平成 20 年 11 月に、自分の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることを初めて知った。

訂正後の標準報酬月額が 30 万円となっているが、実際の報酬よりも低いものとなっている。また、社会保険事務所（当時）に対して、遡及した記録訂正に関する届出を行った記憶も無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録から、申立人の株式会社Aにおける申立期間の標準報酬月額は、当初、62 万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成 17 年 9 月 21 日より後の同年 10 月 4 日付けで、15 年 11 月 1 日に遡及して 30 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、株式会社Aに係る商業登記簿謄本及びオンライン記録から、申立人は、申立期間当時、同社の代表取締役となっていたことが確認できる。

また、株式会社Aに係る平成 17 年度滞納処分票から、同社に社会保険料の滞納があったことが確認できる上、申立人は、「金額は分からないが、滞納があったことは知っていた。」と供述している。

さらに、申立人は、「自分の標準報酬月額の引下げについて、説明を受けたことや同意した記憶は無い。」と主張しているものの、申立人に係る申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び遅延理由書には、株式会社Aの社判及び代表取締役の実印が押されていることが確認できる上、申立人

は、当該報酬月額変更届が提出された当時について、「会社の破産手続を弁護士に委任し、社判及び代表取締役の実印を同弁護士に預けていた。その当時、行方をくらましていたが、当該弁護士とは連絡を取り合っていた。また、届出を行ったとする経理担当者と数回会う機会があった。」と供述していることを踏まえると、申立人に係る当該報酬月額変更届について、申立人の同意を得ずに、又は申立人の一切の関与も無しに、無断で処理を行ったものとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、株式会社Aの代表取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 2 月頃から 53 年 2 月 1 日まで  
私は、申立期間について、A株式会社B営業所に正販売社員として勤務していた。  
申立期間について、厚生年金保険に加入していたものと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、期間は特定できないものの、申立人は、A株式会社B営業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A株式会社本社では、「当社では、C健康保険組合に加入し、厚生年金保険と健康保険組合の加入はセットであった。B営業所に係る健康保険加入者台帳を確認したが、申立人の氏名は無かった。」と回答している。

また、A株式会社の別の支社で人事担当をしていた元社員は、「販売担当社員は、正販売社員と委託販売社員に区分されていた。正販売社員については、雇用保険、社会保険の適用があったが、委託販売社員については、雇用保険、社会保険共に適用が無かった。」と証言しているところ、申立人の同社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、同社に係る厚生年金保険の記録が確認できるB営業所に勤務していた同僚7人について、全員の厚生年金保険、健康保険組合及び雇用保険の加入記録が一致していることを踏まえると、申立人は、社会保険の適用が無い委託販売社員であったことがうかがえる。

このほか、申立期間について、厚生年金保険料が控除されていたことを確

認できる給与明細書等の資料は無く、控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。